

南相木村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
5年度	人 931	千円 1,878,017	千円 24,685	千円 363,911	% 19.4	% 19.1

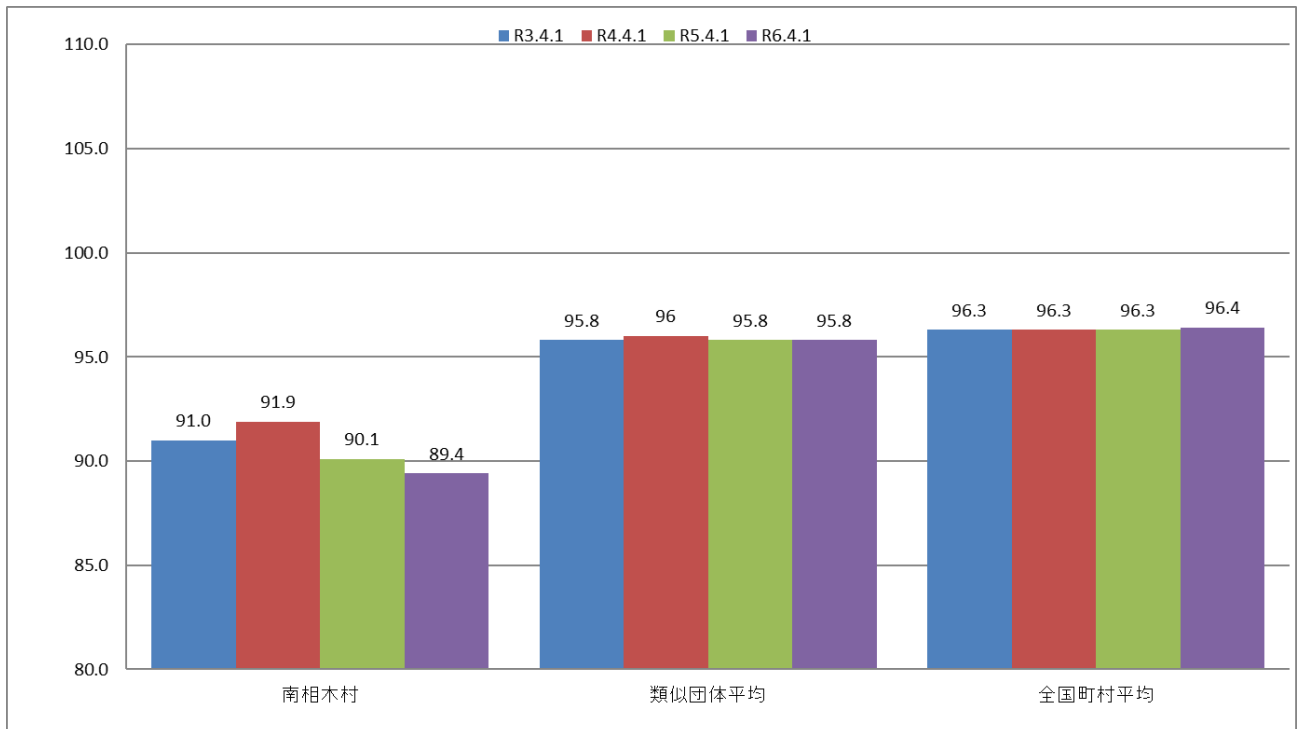
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
5年度	人 36	千円 130,572	千円 18,415	千円 51,954	千円 200,941

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,582	千円 5,514

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 6年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

南相木村には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。給与改定率・特別給の年間支給月数は国に準じて改定を行っております。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2.76%の引上げ及び勤務時間法を改正し、フレックスタイム制の活用や在宅勤務手当の新設等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和5年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 2.76%引上げ。
一般職試験大卒程度に係る初任給を 12,000 円、一般職試験高卒程度に係る初任給を 11,000 円引き上げ。これを踏まえ、若年層に重点を置き 1 級が平均 5.2%、2 級が平均 2.8%引上げとなるように改定。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（6年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南相木村	41.9 歳	281,319 円	310,506 円	301,049 円
長野県	45.0 歳	327,900 円	395,182 円	360,633 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	45.0 歳	327,900 円	395,182 円	360,633 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、6年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（6年4月1日現在）

区分		南相木村	長野県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	206,800 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	174,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

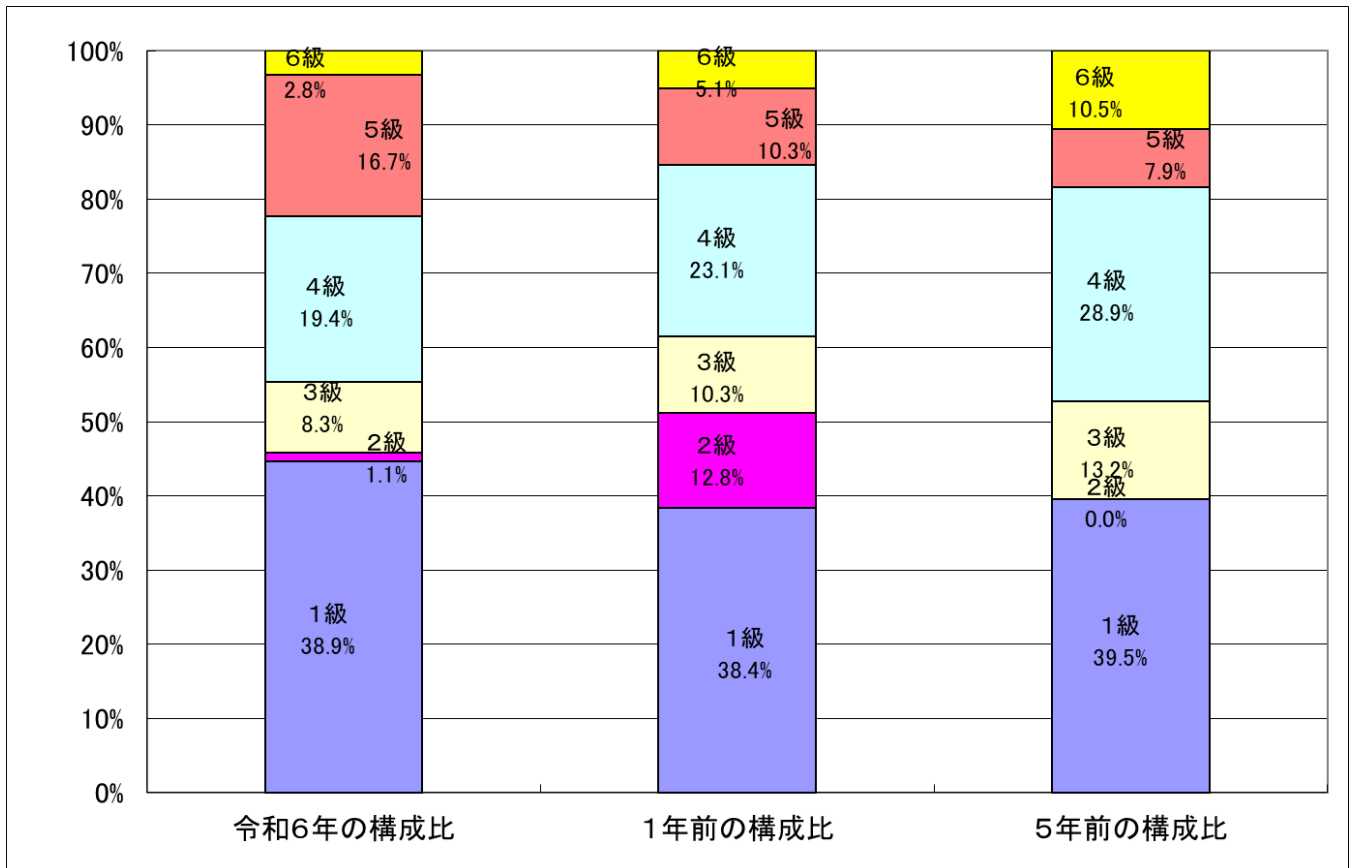
当該階層職員がない場合は「—」で表示してあります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	14人	38.9%	162,100円	249,400円
2級	主任	5人	13.9%	208,000円	305,200円
3級	主査	3人	8.3%	240,900円	351,000円
4級	主幹・係長	7人	19.4%	271,600円	382,000円
5級	課長補佐・課長等	6人	16.7%	295,400円	394,000円
6級	村長が定める課長等	1人	2.8%	323,100円	411,300円

- (注) 1 南相木村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	南相木村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南相木村	長野県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,443千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,714千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	南相木村		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（6年4月1日現在）

（月分）

南相木村				国		
（支給率）	自己都合	応募認定	定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695	26.3655	24.586875	勤続20年	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	33.27075	勤続25年	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709	47.709	勤続35年	39.7575	47.709
最高限度額	47.709	47.709	47.709	最高限度額	47.709	47.709
その他の加算措置				その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）				定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		7,312千円				

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成31年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（6年4月1日現在）

※南相木村では、地域手当は支給されていません。

(4) 特殊勤務手当（6年4月1日現在）

※南相木村では、特殊勤務手当は支給されていません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	5,498千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	211千円
支給実績（4年度決算）	5,342千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	172千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500 円 ・子 10,000 円 ・その他の扶養親族 6,500 円/人 ・特定加算 5,000 円 	同		千円 3,471	円 216,938
住居手当	借家 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・月額 23,000 円以下 12,000 円を控除した額 ・月額 23,000 円以上 23,000 円を控除した額の 1/2 を 11,000 円に 加算した額 (1/2 の額は 16,000 円を 限度) 	同		千円 869	円 124,143
通勤手当	通勤距離が片道 2 km 以上を対象 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用の場合、 運賃相当額 (上限 55,000 円) ・自家用車等利用の場合、 距離数に応じて支給 2~60 km 2,000~29,800 円	同		千円 582	円 41,571
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち村長が定める者に支給する。月額は、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の給料月額 の 7% を超えない範囲内とする。	同		千円 1,560	円 312,000

5 特別職の報酬等の状況（6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	740,000 円 (740,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800 円 / 528,000 円
	副 市 町 村 長	593,000 円 (593,000 円)	677,700 円 / 481,000 円
報 酬	議 長	260,000 円 (260,000 円)	400,000 円 / 203,000 円
	副 議 長	177,000 円 (177,000 円)	314,000 円 / 130,000 円
	議 員	160,000 円 (160,000 円)	290,000 円 / 109,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(5年度支給割合) 給与月額に140/100を乗じて 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5年度支給割合) 給与月額に140/100を乗じて 3.40 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×支給率+調整額	(1期の手当額) 15,096,000 7,229,856
	備 考		(支給時期) 退職時 "

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

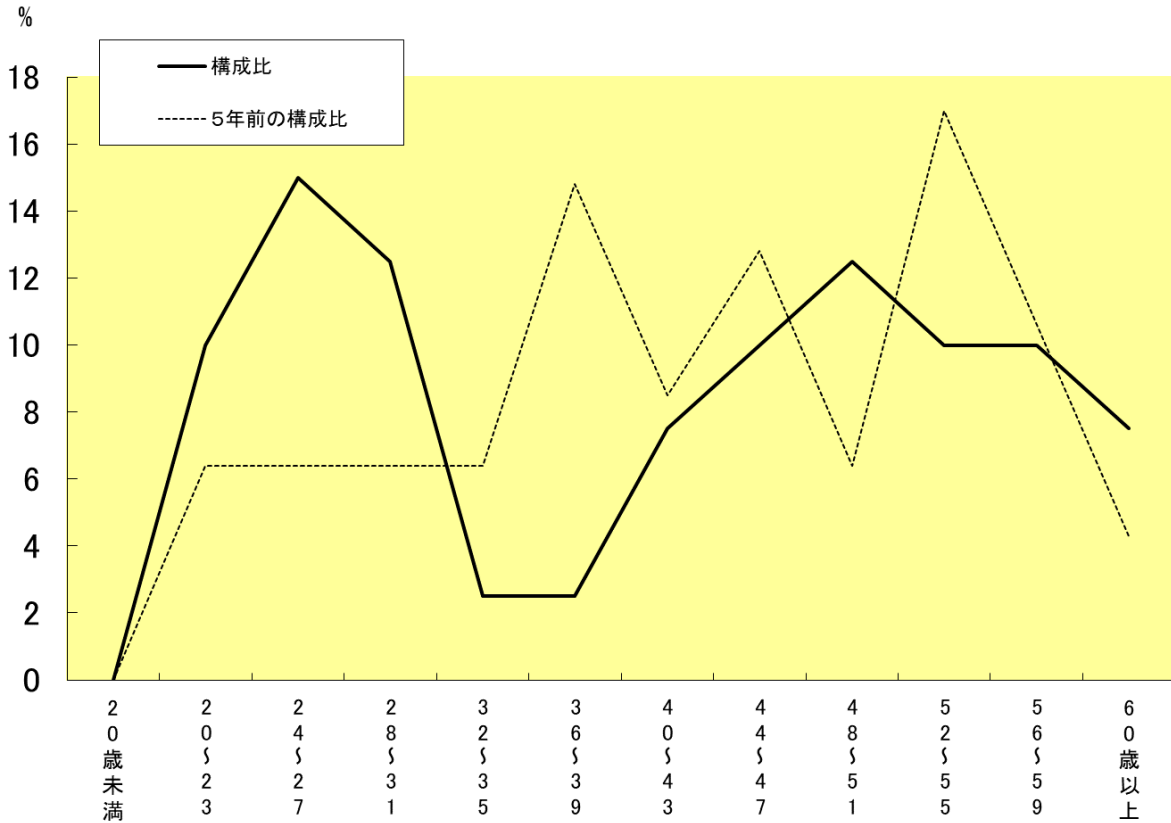
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 5 年	令 和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	教育部門への人事異動
		総 務	15	11	△ 4	
		税 務	1	1	0	
		民 生	10	9	△ 1	
		衛 生	1	1	0	
		農 林 水 産	5	5	0	
	土 木	1	1	0		
	計	34	29	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 311.49 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.97 人)	
	教育部門	5	7	2		
	—	—	—	—		
	小計	39	36	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 386.68 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 241.46 人)	
公 営 会 企 計 業 部 門	水 道	1	1	0		
	そ の 他	3	3	0		
	小計	4	4	0		
合 計		43	40	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 429.65 人	
		[48]	[48]	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	6人	5人	1人	1人	3人	4人	5人	4人	4人	3人	40人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	39	38	37	34	34	29	10 (34.5%)
教育	4	4	4	5	5	7	3 (75.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (—%)
普通会計計	43	42	41	39	39	36	7 (19.4%)
公営企業等会計計	4	5	4	4	4	4	1 (25.0%)
総合計	47	47	45	43	43	40	7 (17.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。